

制定 平成 18 年 09 月 22 日  
改定 平成 22 年 04 月 01 日  
改定 平成 22 年 10 月 09 日  
改定 平成 26 年 09 月 20 日  
改定 平成 28 年 03 月 21 日  
改定 平成 31 年 03 月 16 日  
改定 令和元年 09 月 24 日  
改定 令和 3 年 03 月 14 日  
改定 令和 4 年 03 月 18 日

宇宙線・宇宙物理領域全体懇談会

## 宇宙線・宇宙物理領域 日本物理学会若手奨励賞募集規約

### 1. 趣旨

宇宙線・宇宙物理領域では、日本物理学会に所属する宇宙線・宇宙物理分野の優れた若い研究者を 褒賞し、宇宙線・宇宙物理領域において将来を担う若手研究者の研究を奨励するために、広く日本 物理学会若手奨励賞候補者を募集し、候補者の推薦を日本物理学会理事会へ行う。

### 2. 対象分野

賞の対象分野は広い意味での宇宙線・宇宙物理学分野とする。

### 3. 賞の候補者の募集

賞の候補者は関連研究者による推薦、または本人の自薦により募る。

### 4. 賞の選考

4.1 1年に1回の選考とし、賞の授与は当面各回 原則として実験系 2名、理論系 1名の合計 3名以内とする。(脚注 1, 2)

4.2 領域運営委員会は、実験分野と理論分野について個別に審査委員会を研究者団体の承認の元に 選任し、選考をゆだねる。実験分野の研究者団体は、宇宙線研究者会議 (CRC) 及び、高エネルギー宇宙物理連絡会 (高宇連)、理論分野の研究者団体は理論天文学宇宙物理学懇談会 (理論懇) である。選任された審査委員は、任期中に特定の候補者の推薦人になることはできない。また、審査委員が候補者との間に利害関係を有する場合、その審査委員は該当する候補者の評価には原則参加し

ない。

4.3 実験分野、理論分野とも、補足に定める内規に基づき、候補者の選考を行い、領域運営委員会に推薦する。

4.4 領域運営委員会は、前項の内規に基づいて推薦された候補者について審議し、物理学会理事会へ推薦する。

#### 5. 受賞後の招待講演

受賞者は原則として受賞後最初の物理学会年次大会で、受賞内容についての招待講演を行なうこととする。

#### 6. その他

その他本募集要項に記載のない項目については、実験、理論系別に補足に定める内規を参照するものとする。

(脚注 1) 本賞を授与可能な最大人数は物理学会の定める「日本物理学会若手奨励賞実施要綱」による。よって、上記受賞人数は将来変わることもありうる。

(脚注 2) 領域代表と実験・理論選考委員長の協議により、最大 3 名の枠を保持し実験 2 名、理論 1 名の枠を変更できるものとする。

補足

2008年6月20日 領域運営委員会にて修訂  
2010年3月22日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定  
2010年9月23日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定  
2014年9月20日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定  
2016年3月21日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定  
2019年9月24日 領域運営委員会にて改定  
2022年3月18日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定  
2024年3月20日 宇宙線・宇宙物理領域運懇談会にて改定

物理学会若手奨励賞 宇宙線・宇宙物理領域（実験系）選考の内規

## 1. 趣旨

本内規は広い意味での実験系の宇宙線・宇宙物理学に関わる宇宙線・宇宙物理領域の日本物理学会若手奨励賞候補者の選考を定めるものである。

## 2. 選考委員会

### 2.1 審査委員は

宇宙線研究者団体より：4名

高エネルギー宇宙物理研究者団体より：2名

以内とし、各団体より委員の推薦を受け、宇宙線・宇宙物理領域運営委員会において決定する。

2.2 委員の任期は2年とする。また、2期連続での審査委員の選出は禁止とする。

2.3 審査委員長は委員の互選によって決定するものとする。

2.4 審査委員会は受賞候補者を選出し、審査の経緯と結論を宇宙線・宇宙物理領域運営委員会に文書で報告するものとする。

2.5 審査委員名簿は委員の任期終了後公開とする。

## 3. 受賞対象者、及び賞の対象

3.1 受賞対象者は、授賞式の年の4月1日現在で37歳以下あるいは博士取得後7年以内の物理学会会員のうち本賞に値する重要な論文を発表し、かつ将来重要な貢献が期待できる研究者とする。ただし、出産、育児等により研究を中断せざる負えない事情がある場合、その旨を審査委員会へ文書で申し出る事により、年齢制限を緩和する事ができる。

3.2 賞の対象は原則として博士論文を含む論文とする。共同研究に基づく論文では、対象者の寄与が本質的であることとする。

4. 応募に際しての提出書類

提出書類は会員番号、氏名(日本語/英語)、応募時所属(日本語/英語)、連絡先(住所・電話番号・e-mail)、対象論文題目、略歴書(生年月日及び博士取得年月を明記)、他薦の場合には推薦書、自薦の場合は推薦理由、対象論文のコピー(原則として博士論文を含む)、書式は自由。ただし、共同研究を基にした論文の場合、受賞対象者の寄与を明確にする文書を付けること。提出は電子媒体とする。宛先は当面 CRC 事務局または高宇連事務局とする。

5. 選考日程 選考日程は、「日本物理学会若手奨励賞実施要綱」に従う。このため応募の締め切りは原則として7月末日、選考は8月～9月の間に進め、9月末に選考終了とし、物理学会に報告する。

6. 利害関係者 審査委員が候補者の利害関係者にあたるかについては、領域代表と委員長が公平性の確保に留意しつつ協議により確認する

(参考) 副賞

受賞者が申請時に宇宙線研究者会議(CRC)会員の場合には、副賞として宇宙線物理学奨励賞がCRCより贈呈される。副賞は賞状と賞金とし、賞金の額はCRC実行委員会が別に定める。

受賞者が申請時に高エネルギー宇宙物理連絡会(高宇連)会員の場合、副賞として高エネルギー宇宙物理奨励賞が高宇連より贈呈される。副賞は賞状と賞金とし、賞金の額は高宇連会長・運営委員会が別に定める。

## 物理学会若手奨励賞 宇宙線・宇宙物理領域（理論系）選考の内規

### 1. 趣旨

本内規は広い意味での理論系の宇宙線・宇宙物理学に関わる宇宙線・宇宙物理領域の日本物理学会 若手奨励賞候補者の選考を定めるものである。

### 2. 審査委員会

- 2.1. 審査委員は初回に関しては理論懇運営委員会で協議し物理学会員から審査委員 4名の候補の推薦を受け、宇宙線・宇宙物理領域運営委員会において決定する。第2回からは、毎年半数を改選とする。審査委員会は次期審査委員候補者2名を挙げ、理論懇運営委員会の承認後に宇宙線・宇宙物理領域運営委員会に推薦する。
- 2.2. 委員の任期は2年とする。ただし初回審査委員のうち2名は任期1年とする。また、2期連続での審査委員の選出は禁止とする。
- 2.3. 審査委員長は委員の互選によって決定するものとする。
- 2.4. 審査委員会は受賞候補者を選出し、審査の経緯と結論を宇宙線・宇宙物理領域運営委員会に文書で報告するものとする。
- 2.5. 審査委員名簿は委員の任期終了後公開とする。

### 3. 受賞対象者、及び賞の対象

受賞対象者は、授賞式の年の4月1日現在で35歳以下あるいは博士取得後7年以内の物理学会会員のうち宇宙線・宇宙物理学領域の理論的發展に重要な寄与を与える研究をおこなったと認められる者。ただし、出産、育児等により研究を中断せざるを得ない事情がある場合、その旨を審査委員会へ文書で申し出る事により、年齢制限を緩和する事ができる。

### 4. 応募に際しての提出書類

提出書類は会員番号、氏名(日本語/英語)、応募時所属（日本語/英語）、連絡先（住所・電話番号・e-mail）、対象研究題目、履歴書(生年月日及び博士取得年月を明記すること)、他薦の場合には 推薦書、自薦の場合は推薦理由・論文リスト(主要論文3点に印をつける)書式は自由。提出は電子媒体で送付すること。宛先は理論選出の領域委員とする。

### 5. 選考日程

選考日程は、「日本物理学会若手奨励賞実施要綱」に従う。このため応募の締め切りは原則として7月末日、選考は8月～9月の間に進め、9月末までに選考終了とし、物理学会に報告する。

6. 利害関係者

- 6.1. ここで利害関係者とは、候補者の大学院時代の指導教員や現在の所属グループ長などを指す。共著論文の著者を機械的に利害関係者とはしないが、関係性の深さを審査委員会にて適宜判断する。
- 6.2. 利害関係のある審査委員は、該当する候補者について参考意見を述べることができるが、投票には原則参加しない。1人の候補者に対し、2人以上利害関係者がいた時など、審査に支障が出る場合は、十分な配慮をした上で、弾力的に審査する。